最終更新日：2017年9月29日

西川計測株式会社
代表取締役社長 田中　勝彦
問合せ先：コーポレート本部長小林　俊弥
証券コード：7500
http://www.nskw.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼される透明性の高い経営を実現するため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する管理体制、統制システムの構築に努めてまいります。
あわせて、法令の遵守はもとより、企業倫理に基づく社会的責任の遂行を経営方針に掲げ、企業価値の継続的向上を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
横河電機株式会社	442,400	12.88
西川計測株社員持株会	281,900	8.21
西川　徹	240,100	6.99
西川　隆司	198,100	5.77
CGML　PB　CLIENT　ACCOUNT/COLLATERAL（常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	179,100	5.21
株式会社三井住友銀行	120,000	3.49
日本生命保険相互会社	80,000	2.33
重田　康光	77,000	2.24
日本瓦斯株式会社	59,000	1.71
株式会社ムロコーポレーション	58,000	1.68

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社・子会社を有しておりません。
その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えると考えられる事実等はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野田　謙二	弁護士								○			
宇佐美　豊	公認会計士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野田　謙二	○	○	野田謙二氏は、当社との間で顧問弁護士契約を締結している野田総合法律事務所の代表弁護士にあたりますが、当社が直前事業年度に支払った報酬額は僅少であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。	野田　謙二氏は、弁護士として企業法務に精通し、幅広い知識と見識を有しており、その専門的見地から当社に対する様々な助言を行っており、監査の透明性・客観性を確保するために、独立役員として指定しております。
宇佐美　豊	○	○	―――	宇佐美豊氏は、当社並びに経営者とは取引関係、資本関係、親族関係はなく、高い独立性を保持し一般株主と利益相反が生じる恐れがないことに加え、公認会計士および税理士として企業会計に精通し、豊富な経験と見識を有しており、監査の透明性・客観性を確保するために、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部統制システムを利用して監査を行うこと、また、監査等委員の内、社内取締役1名が常勤することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。但し、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査等委員会の業務補助のための監査スタッフを置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は監査等委員会での議事内容および取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの報告、取締役会への出席および企業の重要な意思決定の場への参加、各事業所の往査等を通じて得た監査上の重要情報を会計監査人に提供し、一方会計監査人は企業会計上の動向や知識を監査等委員会に提供し相互の監査の質的向上を図っております。
監査等委員会は、期初に会計監査人の監査計画の承認を行うとともに、会計監査終了時に、会計監査人からの指摘事項の確認と業務改善状況の評価を行っております。
また、内部監査部門は監査等委員会に対し、内部監査の年度計画、実施状況および結果、改善状況について報告するとともに、必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うことにより、監査等委員会と内部監査部門は連携し監査の質的向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準または方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程に基づき定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性に関する判断基準を参考にしております。
当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬の内、賞与として支給している部分は、内規により業績連動させ支給しております。
目標とする経常利益への達成度や担当職務における業務執行状況の評価結果（代表取締役を除く）などにより、業績連動型報酬といたしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書にて、下記内容を開示しております【第82期（平成28 年7 月1 日～平成29年6 月30 日）】
【取締役の報酬】
取締役 6 名 296,158千円
（監査等委員を除く。社外取締役を除く。）
取締役 1名 12,000 千円
（監査等委員。社外取締役を除く。）
社外役員2名　8,400千円
（注）
1.上記の報酬の総額には、当事業年度中に計上した役員賞与（取締役154,558千円）を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じです。）の報酬等の額は、各取締役の職責および役位に応じた「基本報酬」、会社業績や各取締役の成果に連動して算定する「業績連動報酬」、役員持株会を通じて当社株式の購入に充てる「自社株取得報酬」により構成されています。
なお、役員退職慰労金制度は、年功的要素の廃止、並びに業績連動の観点から、平成18年９月に廃止しております。
これらの報酬により、企業業績への役員の責任を明確化するとともに、業績向上への貢献を促進しております。取締役の報酬等の算定方法の決定に関しては取締役会で決定しており、取締役の報酬限度額については、平成27年９月の第80回定時株主総会にて決議されております。
また、監査等委員である取締役の報酬額は、常勤の監査等委員と非常勤の監査等委員の別、業務の分担等を勘案し、監査等委員会の協議により決定しており、監査等委員である取締役の報酬限度額については、平成27年９月の第80回定時株主総会にて決議されております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する専従スタッフは選任しておりませんが、取締役会の事務局である経営企画部長より、事前に議案の連絡ならびに適時補足説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【現状のガバナンス体制の概要】
1.主要機関の概要
（1）取締役会
運営：法令・定款および社内規程「取締役会規程」の定めによる。
内容：社内規程（取締役会規程）で定められた付議事項およびその他重要事項の決議および報告
開催：定例を月1 回、必要に応じ臨時に開催
出席：原則として全取締役9名
（内、社外取締役2名）
議長：原則として取締役社長

（2）監査等委員会
運営：法令・定款および社内規程「監査等委員会規程」の定めによる。
内容：監査の方針、業務分担等の決定、監査報告と協議、監査意見の形成
開催：定例を月1 回、必要に応じ臨時に開催
出席：原則として全監査等委員
議長：原則として常勤の監査等委員

（3）経営マネジメント会議
内容：取締役会決議事項の報告および確認、重要事項の討議および取締役会付議事項以外の重要事項の決議、必要に応じ取締役会付議事項の事前検討、重要情報の交換
開催：定例を月1 回、必要に応じ臨時に開催
出席：取締役（監査等委員である取締役を除く。）、全執行役員、常勤の監査等委員
議長：取締役社長

（4）経営予算会議
内容：予算進捗状況の全社および部門別報告、確認、対策
開催：定例を月1 回
出席：取締役（監査等委員である取締役を除く。）、常勤の監査等委員、全執行役員、予算執行部門長、経営企画部門長、その他必要に応じ人選

（5）取締役によるヒアリング
内容：代表取締役および取締役（監査等委員である取締役を除く。）が部門施策の進捗等につきヒアリング行い、中長期経営方針、年度経営計画

との整合性を確認し、是正、指導を行う。
開催：期初、期中必要に応じて開催

2.取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定、および報酬決定のプロセス
（1）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任は、社長または取締役会の推薦を受け、株主総会の決議により決定しております。
（2）監査等委員である取締役の選任は、監査等委員会の同意を受け、株主総会の決議により決定しております。
（3）取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬は株主総会が決定した報酬総額の限度内において監査等委員である取締役の協議で決定しております。
当社は平成18 年8 月24 日に開催しました取締役会において、コーポレートガバナンス強化の一環として、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止ならびに自社株取得目的報酬制度の導入を決定いたしました。
（役員報酬制度変更の趣旨）
当制度の変更は、在任期間を反映した役員退職慰労金制度を廃止し、役員報酬の業績連動化と支給基準の透明性を図るとともに、取締役が月額報酬の一定割合を役員持株会に拠出することにより、株価と業績の向上に対する更なる努力と経営責任を明確にし、中長期における企業価値向上を目的とするものです。
（役員報酬制度の概要）
・取締役の退職慰労金制度の廃止
取締役を対象とする役員退職慰労金制度を平成18 年9 月26 日をもって廃止いたしました。これにより過去の役員退職慰労金引当分につきましては、打切り支給することといたしました。なお支給時期は各取締役の退任時といたします。
・自社株取得目的報酬の新設
取締役の月額報酬に自社株取得目的報酬を新設し、自社株取得報酬と同額を役員持株会を通じて当社株式の購入に充てます。
なお、取締役は当報酬制度の一環として取得した株式につきましては、原則として退任時まで保有するものといたします。

3．監査の状況
（1）会計監査人による監査
当社は会計監査人は新日本有限責任監査法人を選任しております。
当社は同監査法人との間で会社法および金融商品取引法に基づく監査契約を締結しております。
当社と同監査法人または同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。
前事業年度の会計監査の状況は次のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 江口泰志、中原義勝
・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 7名、その他 7名

（2）監査等委員会による監査
監査等委員は、経営マネジメント会議、経営予算会議をはじめとする重要会議への出席、起案書等重要な文書の閲覧および監査等委員としての事業所への定期的な往査を通じ、取締役の職務執行が法令・定款に則っているか否かを監査しております。なお、監査等委員会は常勤の監査等委員１名に加え、社外取締役である監査等委員２名の合計３名で構成されています。また、社外取締役のうち１名は公認会計士の資格を取得しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。

（3）内部監査部門による監査
内部監査部門は、社長直轄の独立部門として、承認を得た監査計画（半期ごとの年度計画）に基づき、全社、全部門を対象に監査を実施しております。内部監査は業務監査と会計監査に大別され、業務監査は業務プロセスの正当性を、会計監査は会計処理、資産保全の状況をそれぞれ調査し、監査結果から得られた是正、改善事項を通じ、業務の効率化、財務情報の信頼性向上に寄与しております。
なお、内部監査部門の要員は現在２名ですが、業務管理部門・経理部門と連携し監査の質的向上を図っております。
監査の実施基準は社内規程「内部監査規程」で文書化されております。
また、監査等委員会に対し、内部監査の年度計画、実施状況および結果、改善状況について報告するとともに、相互に情報および意見の交換を行うことにより、監査等委員会と内部監査部門との連携した監査の実施に努めております。
さらに、監査結果および監査上発見された課題について定期的に内部統制委員会に報告し、内部統制委員会は財務報告への影響を検討して、当該業務担当部署に改善指示等を行い、内部統制システムが適正に運用されるよう監視しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由
・当社は、平成27年９月29日開催の第80回定時株主総会における定款変更の承認を受けて、「監査等委員会設置会社」へ移行しており、取締役会、監査等委員会、および会計監査人を設置しております。
・当社は取締役会を、業務執行の重要事項決定機関および取締役職務執行の監督機関と位置づけており、取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名と監査等委員である取締役３名（社外取締役２名を含む。）で構成されております。
・構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。
・また、当社は執行役員制度を採用しており、執行部門を部門業務執行の最高責任者と位置づけ、権限委譲を定着させております。なお、執行役員は取締役との兼務はなく、取締役（会）の少数精鋭化、独立化を支えております。
・取締役会を補完し機動的に業務執行を行うため、業務執行取締役・常勤の監査等委員である取締役・執行役員全員による「経営マネジメント会議」を開催し、事業環境の変化に即応する体制をとっております。
・日常の業務が、適正かつ効率的に実施されることを確保するために、内部統制委員会を中心に内部統制システムを構築するとともに、内部統制システムの運用状況をチェック・審査しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう株主総会招集通知の早期開示に努めております。取締役会決議等の諸手続き完了後、招集通知発送前に当社ホームページおよび東京証券取引所の「東証上場会社情報サービス」にて閲覧ができるよう開示を行っております。
その他	招集通知（日本語のみ）をホームページに掲載し、広く株主および投資家の皆様へ周知をおこなってまいります。また当社といたしましては、より多くの株主様にご出席いただけるような総会運営を目指してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーにつきましては、「開示基準」「情報の開示方法」「業績予想および将来の予測に関する事項」「ディスクローズ自粛期間」「免責事項」の5項目にて、当社ホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家の方々とのコミュニケーション、ならびに当社の現状をご理解いただく一助として、決算発表時年1回、定期的に開催しております。内容のご説明は、全て代表取締役社長がおこなっております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様へ、当社をよりよくご理解いただくため、ホームページ上に各種資料一式を掲載しております。【URL】 http://www.nskw.co.jp/ir/index.html 【掲載内容】・有価証券報告書（四半期報告書）・決算短信（四半期含）・ 決算説明会資料 ・事業報告書 ・プレスリリース ・財務ハイライト など	
IRに関する部署（担当者）の設置	社内に委員会（5名：全員兼務）を設置し、よりきめ細やかなIR活動を推進すべ く努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範において、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全については、「環境方針」「活動計画」のもと、廃棄物の削減、3Rの推進、グリーン購入等を進めております。 また主要な環境側面については、記録と管理を行い改善を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、迅速な情報提供に努めることを基本方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、1. 業務の有効性・効率性　2. 財務報告の信頼性　3. 法令・定款の遵守ならびに　4. 資産の保全等を通じて、企業としての社会的使命を果たすため、業務の適正を確保する体制「内部統制システム」を整備する。取締役会は、当社の業務プロセスを包含する本システムが、全役職員によって履践される実施状況およびその有効性の評価を行い、業務の継続的改善を行う。

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・行動規範を制定し、法令遵守および経営倫理尊重を企業活動の前提とすることを徹底する。
・コンプライアンス全体を統括する組織として、管理部門担当取締役を責任者とする「リスク管理コンプライアンス委員会」を設置する。市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、当体制において毅然とした態度で対応する。
・法令違反を未然に防ぐため「内部通報制度」を整備し全社員への周知を図る。通報を受けた「スピークアップ委員会」および弁護士事務所は通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な取扱いを行わないものとする。
・業務部門から独立した内部監査部門を設置し、全部門の業務プロセスを監視して不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
・財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、その実現に向けて「内部統制委員会」を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料と共に定められた期間保管する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

取締役会議事録	株主総会議事録
重要な会計諸帳簿	重要な起案書

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理を推進する組織として、管理部門担当取締役を責任者とする「リスク管理コンプライアンス委員会」を設置する。
・業務プロセスに関する統制は、主として業務管理部門・経理部門が担い、社内規程に適合した業務処理を指導する。
・情報システム部門は「情報セキュリティ基本方針」を策定し、各部門の情報管理の徹底を図る。
・大規模な事故、災害等が発生した場合は、社長を本部長とする危機対策本部を設置するなど危機対応のためのマニュアルを整備する。
・職場や工事現場の安全・衛生管理は「安全衛生管理規程」に則り、推進組織として「安全衛生委員会」が監督・指導を行い労働安全の確保を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し、取締役の職務執行の監督、経営の基本方針、重要事項の決定を行う。
・取締役会を補完し、取締役の業務執行が機動的に行われるよう、執行役員を含む「経営マネジメント会議」を毎月1回開催し、事業環境の変化に即応する体制をとる。
・職務執行については、中長期経営計画に基づき、各年度計画を立案し、各部門計画に連鎖させる。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は各部門における部門計画の執行状況について「経営予算会議」（月例）および役員によるヒアリング（適時）において指導、監督する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社は、企業集団が存在しないので該当事項はありません。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査等委員会の業務補助のための監査スタッフを置く。
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、監査スタッフの人事については、取締役は監査等委員会の意見を尊重する。
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置について、監査等委員会と業務執行側からの指揮命令が相反しないように配慮する。両者の指揮命令が相反する場合、補助使用人は監査等委員会からの指揮命令を優先する。

7. 監査等委員会への報告体制
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
・取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告を行う。
・監査等委員会に報告をした者は、当該報告を行ったことを理由として解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも受けないものとする。
・監査等委員は、経営マネジメント会議、経営予算会議をはじめとする重要会議への出席、起案書等重要な文書の閲覧および監査等委員会としての事業所への定期的な往査を通じ、経営全般の監査を行い透明性、客観性の確保に努める。なお、当該監査等委員は、会計監査人から会計監査結果について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員会は、代表取締役社長および取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行う。
・監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行う。
・当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出をした費用等の償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】
1.基本的な考え方
市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には毅然とした態度で対応し、一切関係をもたない。

2.整備状況
(1)管理部門担当取締役を責任者とし、総務部門とリスク管理コンプライアンス委員会が協調して対応する。

(2)警察署、弁護士と連携する。
(3)(社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会、例会への参加、会報等により該当情報の収集と社内関係部署への周知を行う。
(4)コンプライアンスマニアルに「反社会的勢力への対応」を掲載する。
(5)顧問弁護士と協調し、適宜社内勉強会を実施する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

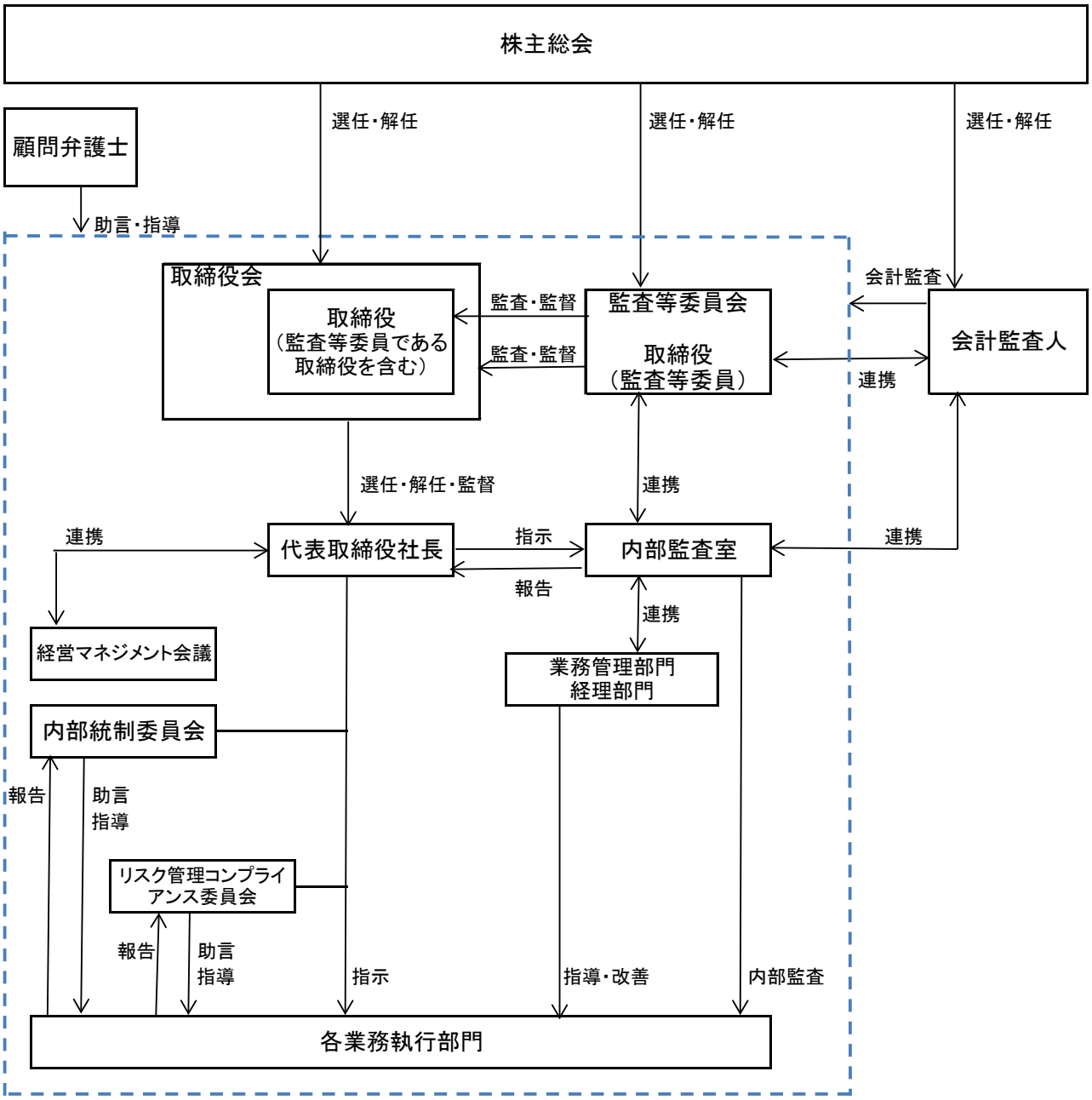
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

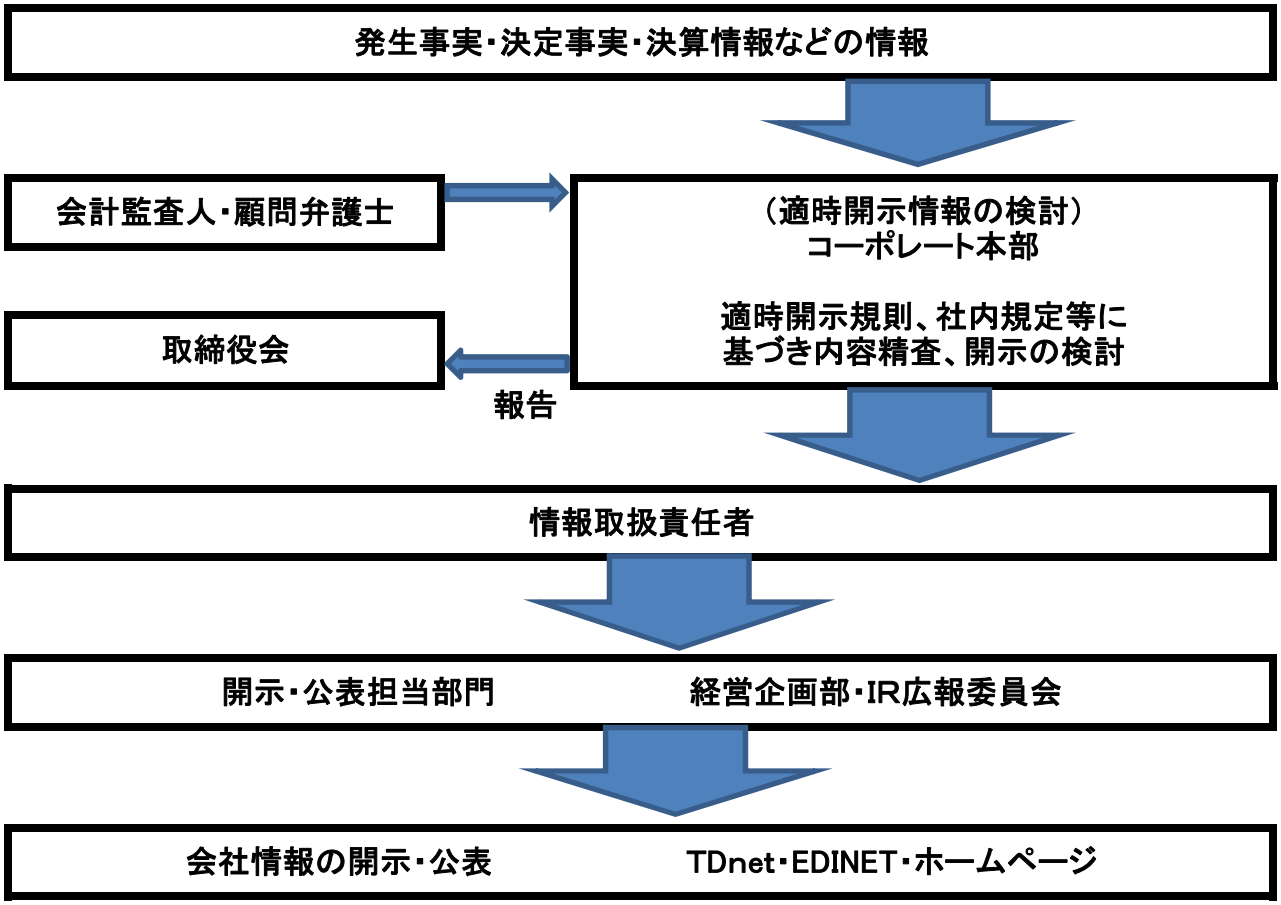
その他記載する事項は特にありません。

経営管理体制の模式図

当社の経営管理組織体制を図で表すと次の図のとおりであります。



【適時開示体制の概要】


発生事実・決定事実・決算情報などの情報
会計監査人・顧問弁護士
（適時開示情報の検討）
コーポレート本部
適時開示規則、社内規定等に
基づき内容精査、開示の検討
取締役会
報告
情報取扱責任者
開示・公表担当部門
経営企画部・IR広報委員会
会社情報の開示・公表
TDnet・EDINET・ホームページ